

子どもたちに ゆたかな子ども期を

今年、日本政府が「無償教育の漸進的導入」を国際的に公約してから十年目です。二〇二二年九月、それまで留保し続けていた国際人権A規約13条2項(b)(c)の無償教育条項が、民主党政権のもとで留保撤回されました。締約国百六十か国中、百五十九番目でした。

留保撤回された条項は、中等・高等教育の無償化を漸進的に導入し、すべての者に「均等に」教育への「機会が与えられる」という内容です。

その具体化のため、国連社会権規約委員会は日本政府に対し、高校の授業料無償化計画の策定、学校教育費の直接の費用(授業料)と間接の費用(学校納付金等)の無償化、給付奨学金の拡充などの措置を求めました。

○ その時点では、二〇一〇年度から公立高校授業料不徴収・高校等就学支援金が実施され、公立高校の授業料相当(年額約十二万円)が無償となっ

ていましたが、自民党政権に戻り、二〇一四年度から所得制限が導入されてしまいました。その後三十三年間で四億七千万筆の教育全国署名を集約した「ゆきとどいた教育をすすめる会」

子ども全国センターからの発言 32

教育無償化前進の年に

梶谷 陽子

や「国民のための奨学金制度の拡充をめざし、無償教育をすすめる会」(奨学金の会)などのねばり強い運動によって、私立高校授業料の実質無償化や高校生等奨学給付金、都道府県独自の授業料減免など、少しずつの前進はありますが、高校

生や大学生は厳しい状況にあります。

○ 国立教育政策研究所の調査では、約半数の学生がアルバイトで忙しく、授業以外の勉強ができずにいます。学生支援機構の調査では、学費と生活費のためにアルバイトをする学生が、二〇一八年度でも八六・一%。コロナ禍によって事態がさらに深刻になっていていることは間違いありません。

○ OECD加盟の三十か国中十五か国が高等教育の学費は無償で、有償だとしても低額です。日本のように高学費でありながら、給付奨学金が貧弱な国はありません。

○ 昨年の総選挙の時に奨学金の会が各政党に送った質問に対し、無償教育の推進に否定的な回答はありませんでした。憲法は、すべての国民に「ひとしく教育を受ける権利」を保障しています。そのために教育無償化を実現することは、政府の責務です。「改憲」の口実にさせてはなりません。今年こそ、誰もがお金の心配しないで学べる社会の実現を！(事務局長)